

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和7年6月5日

1. 執行機関の別	1.都道府県知事・市区町村等	
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等	
2. 都道府県名	栃木県	執行機関名 上三川町長
3. 市区町村名	上三川町	
4. 届出番号		
5. 独自利用事務の事例番号	109-1	重度心身障害者等の医療費助成に関する事務
6. 独自利用事務の対象者	重度心身障がい者	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日		
8. 保護評価の実施の有無	2. 無 ※対象人数が1,000人未満であるため実施は義務付けられない	
9. 評価書番号		
10. 保護評価書の名称		
11. 保護評価書のURLリンク		
12. 委任関係		

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって第百四十七条で定めるもの	上三川町重度心身障害者医療費助成に関する条例(昭和48年上三川町条例第12号)の規定による医療費の助成に関する事務であって規則に定めるもの
②番号法別表の項	117	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	145	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		上三川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1の5の項 上三川町重度心身障害者医療費助成に関する条例(昭和48年上三川町条例第12号)の規定による医療費の助成に関する事務であって規則に定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第1条	上三川町重度心身障害者医療費助成に関する条例(昭和48年条例第12号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、(障害者及び障害児)が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の(福祉の増進)を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	この条例は、(重度心身障害者)に対し、医療費の一部を助成することにより、保健の向上に寄与し、もって重度心身障害者の(福祉を増進)することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		上三川町重度心身障害者医療費助成に関する条例(昭和48年条例第12号) 上三川町重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則(昭和48年規則第2号)

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 147 条 項 2 号	上三川町重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則第2条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	上三川町重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則第2条の規定による支給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務
利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 147 条 項 2 号 1	上三川町重度心身障害者医療費助成に関する条例第2条第2項第1号、第3条
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める利用特定個人情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報
利用特定個人情報2		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 147 条 項 2 号 12	上三川町重度心身障害者医療費助成に関する条例第2条第2項第2号、第3条
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める利用特定個人情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報

利用特定個人情報3		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 147 条 項 2 号 13	上三川町重度心身障害者医療費助成に関する条例第2条第2項第3号、第3条
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める利用特定個人情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報
利用特定個人情報4		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 147 条 項 2 号 14	上三川町重度心身障害者医療費助成に関する条例第2条第2項第4号、第3条
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める利用特定個人情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報
利用特定個人情報5		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 147 条 項 2 号 15	上三川町重度心身障害者医療費助成に関する条例第2条第2項第5号、第3条
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める利用特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報
利用特定個人情報6		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 147 条 項 2 号 16	上三川町重度心身障害者医療費助成に関する条例第2条第2項第6号、第3条
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める利用特定個人情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報
利用特定個人情報7		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 147 条 項 2 号 17	上三川町重度心身障害者医療費助成に関する条例第2条第2項第7号、第3条
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める利用特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	
----	--